

山村学園短期大学研究費の適正管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公的研究費の管理・運営について必要な事項を定めることにより、山村学園短期大学（以下、「本学」という。）又は本学に所属する教職員が研究費の管理及び運営を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

(本学の責務)

第4条 本学は、本学又は本学に所属する教職員が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規程等に従って大学としての公的研究費の管理・運営を行う責任を果たすものとする。

(教職員の責任)

第5条 教職員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 配分を受ける教職員は公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを、文書により誓約しなければならない。

(最高管理責任者)

第6条 理事長は本学の公的研究費に関する管理・運営について、最高管理責任者として総括する。

2 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関する計画の策定及び推進並びに進捗管理及び報告について全責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第7条 学長は、本学の公的研究費に関する管理・運営について、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐する。

2 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運営を統括するとともに、学内の公的研究費の運営管理が正確に処理されるよう努めなければならない。

3 統括管理責任者は、公的研究費の管理事務の内、特に重要な事項については事前に最高管理責任者と相談し、同意を得るものとする。

(相談窓口)

第8条 学内外からの公的研究費の管理・運営に関する相談窓口を、本学事務局に置く。

- 2 教職員から公的研究費の管理・運営に関して相談を受けた場合、事務局担当者(事務局長)は法人本部長及び学長と連携して、速やかに対処しなければならない。

(不正の防止に対する責任)

第9条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の管理・運営に係る不正の発生の防止に努めなければならない。

- 2 統括管理責任者は、本学における公的研究費の管理・運営に係る不正の要因を把握・分析し、不正防止計画を策定・推進するとともに、不正防止計画の進捗状況を適宜最高管理責任者に報告しなければならない。

(適正な管理・運営の基盤となる環境の整備)

第10条 最高管理責任者は本学における公的研究費の不正を誘発する要因の把握に努めると共に、公的研究費の不正使用が発生する可能性が常にあるとの認識に立って、充分な不正防止機能を備えた体制の確立並びに不正を抑制する環境の整備を図るものとする。

- 2 最高管理責任者は、発注・検収業務について当事者以外によるチェック体制を確立し、有効に機能するシステムを構築するものとする。

(通報窓口)

第11条 公的研究費の不正使用等の疑いが生じた場合の通報窓口は、「学校法人山村学園公益通報等に関する規程」(以下「公益通報規程」という。)第2条に定める法人本部内のコンプライアンス窓口とする。

- 2 通報の取扱いについては、本規程に定めた事項を除き、公益通報規程に定めるところによる。

(監査)

第12条 統括管理責任者は、最高管理責任者と協議し、研究費の適正な管理・運営のため、定期的又は臨時に監査を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の監査を行うに当たって、理事会役員から監査担当者を任命する。
- 3 監査担当者は、監査の結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者及び統括管理責任者は、監査の結果、改善等が必要であると認められた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13条 公的研究費に関して不正使用の疑が生じた場合は、第11条により必要と認められた場合には法人本部が調査を実施する。

- 2 法人本部長は調査結果を理事長へ報告しなければならない。

(内部監査)

第 14 条 公的研究費の管理・運営に関する監査は、別に定める規程に基づいて行うものとする。

(不正を行った業者への対応)

第 15 条 公的研究費の不正使用に関与した業者については、取引停止等の処分を行う。

(研修等)

第 16 条 統括管理責任者は、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究費の不正使用等研究活動における不正行為を防止するため、必要な研修等を行うものとする。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、本学事務局が行う。

(規則の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、学長の意見を聴取して理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。